

地方創生に関する包括連携協定書

三木市（以下「甲」という。）と株式会社セルフウイング（以下「乙」という。）は、令和7年度兵庫県が実施したひょうご TECH イノベーションプロジェクトでの協働を機に、さらなる相互の連携を強化し、三木市の地方創生の実現に向けて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する資源及び特長を活かしながら相互に連携・協力し、地域の子ども・若者・保護者・企業・教育機関等が共に学び成長する「地域共創型アントレプレナーシップ教育」を推進することにより、地域課題の解決、人材育成及び持続可能な地方創生の実現に寄与することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協働する。

- （1）幼児から高校生、若者、地域産業人材及びチェンジメーカーの育成に向けたグランドデザインの設計
- （2）学習段階や多様なニーズに応じた教育プログラムの企画・設計・運営
- （3）AI・デジタル技術等を活用した新たな教育モデルの研究及び実証
- （4）地域課題の解決及び持続可能なビジネスモデルの構築
- （5）地域共創型教育モデル及び地方創生モデルの実証（PoC）及び検証
- （6）その他、地方創生に関する事項

2 前項各号に掲げる連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（協議）

第3条 甲及び乙は前条各号に定める連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、必要に応じ協議を行うものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく活動に要する費用は、原則として各自が負担するものとする。ただし、個別事業の実施に際し費用負担が必要となる場合は、その都度、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（知的財産権）

第5条 本協定締結以前から各当事者が保有する教材、プログラム、ノウハウ、著作物、商標その他の知的財産権は、それぞれ当該当事者に帰属する。

2 本協定に基づく活動により新たに創出された知的財産については、その創作又は開発を行った当事者に帰属するものとし、共同で創作した場合は別途協議するものとする。

3 本協定に基づき提供された教材、教育プログラム、運営方法、評価方法その他のノウハウについては、提供者の書面による承諾なく複製、改変又は第三者へ提供してはならない。なお、本協定は、相手方の知的財産権について譲渡又は利用許諾を行うものではない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれから本協定の解約又は変更の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第7条 甲又は乙のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、協議して決定するものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本覚書に関連して知り得た相手方の業務上又は技術上の情報(教材内容、制度設計、運営ノウハウ等を含むがこれに限られない)を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 本条の義務は、本協定終了後も有効に存続する。

3 ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
- (4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。

(6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。

4 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し解除により相手方が被った損害を賠償する。

5 第3項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

(合意管轄)

第10条 甲及び乙は、本協定に関して紛争が生じた場合には、民事訴訟法第4条第1項に基づき、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属することに合意する。

(その他)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の内容若しくは運用等に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

2026 年 9 月 29 日

甲 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市
三木市長 仲田 一彦

乙 東京都千代田区丸の内 1-11-1
パシフィックセンチュリープレイス 13F
株式会社セルフウイング
代表取締役 平井 由紀子